

令和7年度 第6回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 3階 3S会議室

開催月日 令和 7年 9月25日(木)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第41条第2項において準用する同法第39条第4項の規定に基づく諮問について

2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 令和8年度農林水産予算概算要求について

6 協 議

1) 令和7年度 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請書(案)について

7 そ の 他

8 閉 会

次回 令和7年度第6回常設審議委員会は、令和 7年 9月25日(木曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 8階 8BC会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和 7 年度 第 6 回常設審議委員会出席者名簿

令和 7 年 9 月 2 5 日

議席	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	菊 入 等	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事会長	出席	
2	吉 田 利 彦	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事副会長	出席	
3	中 井 悟	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事副会長	出席	
4	宮 入 司	平取町農業委員会 会長	出席	
5	北 猛 俊	富良野市長	欠席	
6	矢 野 佳 久	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事専務	欠席	
7	外 崎 明	厚沢部町農業委員会 会長	出席	
8	伊 藤 榮 一	北海道農業共済組合 組合長理事	出席	
9	宮 本 英 靖	公益財団法人 北海道農業公社 副理事長	出席	
1 0	脇 敏 昭	長万部町農業委員会 会長	出席	
1 1	長谷川 隆 行	北海道信用農業協同組合連合会 代表理事理事長	欠席	農業融資部 部長代理 倉地 真司
1 2	柴 田 倫 宏	北海道農業協同組合中央会 専務理事	欠席	
1 3	立 田 幸 男	初山別村農業委員会 会長	出席	
1 4	小 谷 和 宏	厚真町農業委員会 会長	出席	
1 5	藤 田 二	北海道土地改良事業団体連合会 専務理事	出席	
1 6	高 橋 茂 樹	稚内市農業委員会 会長	出席	
1 7	水戸部 裕	北海道農業信用基金協会 会長理事	出席	
1 8	佐 藤 徳 市	標茶町農業委員会 会長	出席	
1 9	青 木 光 晴	上川町農業委員会 会長	出席	
2 0	早 坂 純 夫	剣淵町長	欠席	
2 1	樫 尾 英 司	北見市第二農業委員会 会長	出席	
2 2	本 田 信 幸	中標津町農業委員会 会長	出席	
2 3	西 口 雅 樹	恵庭市農業委員会 会長	出席	
2 4	乾 泰 司	一般社団法人 北海道農業会議 専務理事	出席	

定員 2 4 名 / 出席 1 9 名 / 欠席 5 名

(一社)北海道農業会議 業務報告(令和 7年 8月25日～令和 7年 9月24日)
・主要行事予定表(令和 7年 9月25日～令和 8年 3月31日)

令和 7年 9月24日時点

業務報告(令和 7年 8月25日～令和 7年 9月24日)

【令和 7年 8月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
25	第5回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員
	会長・副会長・専務理事会議	会長・副会長・専務理事	職員
26	令和8年度会費額の方針についてのWEB説明会		乾・幡野
27	令和8年度会費額の方針についてのWEB説明会		乾・幡野
28	雇用就農資金研修会(根室)		水尻
29	ブロック別農業委員会職員研修会(旭川)		三本・佐藤(匡)・岡本
	雇用就農資金研修会(根室)		水尻
	雇用就農資金現地調査(根室)		水尻

【令和 7年 9月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
1	農業者年金基金考査指導(北広島)		幡野
	農業委員会サポートシステム運用報告会議		水尻
	地域計画に関する都道府県との意見交換(WEB)		佐藤(匡)
2	都道府県農業会議専務理事・事務局長会議	専務理事	
	農業者年金推進に係る都道府県農業会議専務理事・事務局長会議	専務理事	
	ブロック別農業委員会職員研修会		三本・佐藤(匡)・岡本
	農業者年金基金考査指導(砂川・夕張・月形)		幡野
3	農業者年金基金考査指導(奈井江・赤平・浦臼)		幡野
4	北海道都市計画審議会	専務理事	
5	交換分合事業現地指導(標津)		水尻
9	農林水産省補助事業現地調査	専務理事	
	農業者年金基金考査指導		佐藤(友)
10	ブロック別農業委員会職員研修会(札幌)		三本・佐藤(匡)・岡本
11	交換分合事業現地指導(土幌)		水尻
16	斜里町農業委員会現地支援		水尻
17	斜里町農業委員会現地支援		水尻
	農業者年金記録管理システム研修会		佐藤(友)
18	北海道農業公社理事会	専務理事	
	農業者年金記録管理システム研修会		佐藤(友)
19	ブロック別農業委員会職員研修会(北斗)		三本・佐藤(匡)・岡本
	農業者年金記録管理システム研修会		佐藤(友)
24	ブロック別農業委員会職員研修会(北見)		三本・佐藤(匡)・岡本

主要行事予定（令和 7年 9月25日～令和 8年 3月31日）

【令和 7年 9月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
25	第6回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員
30	農業委員会サポートシステム・ワンデスクシステム研修		三本・水尻・岡本・上埜

【令和 7年10月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
1	農業委員会サポートシステム・ワンデスクシステム研修		三本・水尻・岡本・上埜
	農業者年金巡回相談会（中標津）		幡野
2	北海道・東北ブロック全国農業新聞編集会議		乾
	農業委員会サポートシステム・ワンデスクシステム研修		三本・水尻・岡本・上埜
3	北海道・東北ブロック全国農業新聞編集会議		乾
6	農業者年金基金特別考査指導		佐藤（友）
8	上席普及員研修会		佐藤（匡）
15	北海道立農業大学校 新規参入者研修		佐藤（匡）
16	交換分業事業基礎講習会（札幌）		水尻
17	農林水産省補助事業現地調査	専務理事	
21	のうねんセミナー		佐藤（友）
22	交換分合事業基礎講習会（帯広）		水尻
23	北海道都市計画審議会	専務理事	
24	第7回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員
28	妹背牛町農業委員会研修会		三本
30	地区別農業委員・農地利用最適化推進員等研修会（深川）		
	交換分合事業基礎講習会（北見）		水尻
31	交換分合事業基礎講習会（旭川）		水尻

【令和 7年11月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
4	地区別農業委員等研修会（檜山地区）		
5	地区別農業委員等研修会（留萌地区）		
6	都道府県農業会議会長会議	会長	
	地区別農業委員等研修会（宗谷地区）		
10	地区別農業委員等研修会（釧路地区）		
11	地区別農業委員等研修会（日高地区）		
13	全国農業会議所理事会	会長	
14	地区別農業委員等研修会（石狩地区）		
17	地区別農業委員等研修会（渡島地区）		
	土地改良負担金対策事業審査委員会	専務理事	
18	地区別農業委員等研修会（林-ㇿ地区）		
	農業経営相談所研修会（今金）		佐藤（匡）
19	地区別農業委員等研修会（胆振地区）		
20	地区別農業委員等研修会（十勝地区）		
25	第8回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員
26	農業者年金加入推進セミナー	会長	職員
	地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動	会長・副会長・専務理事	佐藤（匡）
27	全国農業委員会会長代表者集会	会長・副会長・専務理事	職員
	地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動	会長・副会長・専務理事	佐藤（匡）
28	地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動	会長・副会長・専務理事	佐藤（匡）

【令和 7年12月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
4	北海道農業公社理事会	専務理事	
8	地区別農業委員等研修会（根室）		
9	東北・北海道ブロック女性農業委員等研修会	会長	職員
10	地区別農業委員等研修会（上川）		
11	地区別農業委員等研修会（後志）		
12	幕別農業者年金受給説明会		佐藤（友）
	池田町法人研修（普及）		佐藤（匡）
16	市町村農業委員会活動強化研修会	会長	職員
17	全道農業者年金研究会	会長	職員
	洞爺湖町農業委員会農業委員研修会		岡本
22	第9回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員

【令和 8年 1月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
14	北海道立農業大学校 新規参入者研修		佐藤（匡）
	北海道立農業大学校 研究科講義		佐藤（匡）
15	北海道立農業大学校 研究科講義		佐藤（匡）
	帯広畜産大学 社会人講座講義		佐藤（匡）
22	全国農業会議所理事会	会長	
	北海道農業公社理事会	専務理事	
23	会長・副会長・専務理事会議	会長・副会長・専務理事	職員
30	美幌町農業者年金代議員等研修会		佐藤（友）

【令和 8年 2月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
3	都道府県農業会議専務理事・事務局長会議	専務理事	
4	北海道都市計画審議会	専務理事	
5	北海道農業公社評議員会	会長	
6	富良野沿線ブロック農業委員会研修		佐藤（匡）
17	都道府県農業会議会長会議	会長	
20	北海道農業会議第2回理事会	会長・副会長・専務理事	職員
	第10回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員

【令和 8年 3月】

日	会議研修会等名称	対応役員	対応職員
4	農業者年金受給説明会（帯広）		佐藤（友）
5	北海道農業公社理事会	専務理事	
18	北海道農業会議総会	会長・副会長・専務理事	職員
19	第11回常設審議委員会	会長・副会長・専務理事	職員

令和8年度農林水産関係予算概算要求の概要
～米の需要に応じた増産実現予算～

新たな食料・農業・農村基本計画や現下の米をめぐる情勢を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けた農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するための予算を要求

総額 2兆6,588億円（2兆2,706億円） ※（ ）内は令和7年度当初予算額

○ 生産者自らの判断による需要に応じた生産―需給のひっ迫への的確な対応―

- 安心の基盤の再構築：セーフティーネットによる経営安定、農地・共同利用施設の集約化など生産基盤の強化等 農地の集約化の推進 161億円（43億円）等
- 生産意欲を支える政策強化：スマート農業の導入、新品種への切替え等地域全体での生産性向上、革新的新品種の開発、先進技術の検証・開発・普及、酒米生産への支援、需要拡大・輸出拡大等 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 40億円（-）等
- 中山間地域等の安心の実現：中山間地域等の農業生産条件の実態に応じた支援、省力化に資する技術の検証・開発・普及 中山間地域等直接支払交付金 285億円（285億円）等

1 食料安全保障の強化

- 農業構造転換集中対策として、農地の大区画化や中山間地におけるきめ細かな整備、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種の開発、農業機械の導入、輸出産地の育成等を実施 事項要求
- 麦・大豆等の本作化やブロックローテーション、保管施設の整備、商品開発等の取組の推進 水田活用の直接支払交付金等 2,960億円（2,870億円）等
- 野菜、果樹、花き、茶・薬用作物、養蜂等の生産基盤強化、遺伝子解析技術等を活用した家畜改良の推進、肉用牛の出荷月齢の早期化 持続的生産強化対策事業 160億円（142億円）等
- 国産肥料の生産・利用拡大に向けた堆肥等の代替資源への転換推進、飼料生産に立脚した酪農・肉用牛支援、飼料の増産や備蓄・流通合理化 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 56億円（56億円）等
- 合理的な価格の形成に向けた、コスト構造等に関する調査、コスト指標の作成実証、取引状況監視体制（フードGメン）の強化 合理的な価格の形成 9億円（1億円）
- 物流の効率化、フードバンクやこども食堂等への多様な食料の提供に向けた地域での体制づくりなどによる円滑な食品アクセスの確保 食品アクセス総合対策事業 6億円（1億円）等
- 輸出産地形成、国内外事業者のサプライチェーン連結強化、インバウンドによる食関連消費拡大と輸出の拡大につながる取組を支援 輸出産地・事業者の育成・展開 81億円（69億円）等
- SNS等による情報発信、総合的・計画的な「農林漁業教育」等の食育の推進などによる農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成 消費者理解醸成・行動変容推進事業 2億円（0.5億円）等
- 食品産業と農林漁業の協調・連携推進、食品産業の省力化投資の促進、フードテック等の活用、食品ロス削減、プラ資源循環の促進 食品産業と農林漁業等の連携強化 5億円（1億円）等

2 農業の持続的な発展

- 地域計画の実現に向け、農地を引き受ける担い手による農業機械等の導入、農地バンク等による農地の集約化、外部からの担い手の誘致、共同利用施設の再編・集約化、新規就農者の育成・確保、雇用労働環境の整備等を推進 地域計画の実現に向けた支援 725億円の内数（-）
〔新規就農者育成総合対策 177億円（107億円）等〕
- スマート農業技術の開発・供給推進、スマート農業技術を活用するサービス事業者の育成、高温耐性品種等の開発、農研機構の機能強化 スマート農業技術活用促進集中支援プログラム 306億円（182億円）等
- 農地大区画化、水田汎用化・畑地化、水利施設の計画的更新や省エネ・管理省力化、ため池防災・減災対策、情報通信環境整備等の推進 農業農村整備事業＜公共＞ 3,941億円（3,331億円）等
- 収入保険、ゲタ・ナラシ、野菜価格安定対策、マルキンなどの経営安定対策の充実 収入保険制度の実施 466億円（399億円）等
- 飼養衛生管理の向上や監視・防疫体制の強化、分割管理の推進、獣医療の提供体制整備、総合防除の推進など家畜伝染病、病害虫等への対応強化 家畜衛生等総合対策 82億円（77億円）等

3 農村の振興

- **官民共創の促進**による地域課題の解決、**農泊・農福連携**など「**里業**」の推進、**農村RMOの形成**、**棚田地域の振興**、**農用地保全**の推進
農山漁村振興交付金 86億円（74億円）
- ICTを活用した**農地周辺での加害性の高い個体の重点的捕獲**、**柵管理の負担軽減**など**鳥獣被害防止対策**の推進、**ジビエ利用**の更なる拡大
鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進 118億円（100億円）

4 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 農畜産分野における**グリーンな生産体系への転換**、**有機農産物の生産・需要拡大**など、**みどり戦略に基づく取組の加速化**
みどりの食料システム戦略推進総合対策 39億円（6億円）
- **化学農薬・化学肥料を原則 5 割以上低減する取組**と合わせて行う**地球温暖化防止**や**生物多様性保全**等に効果の高い営農活動を支援
環境保全型農業直接支払交付金 29億円（28億円）

5 多面的機能の発揮

- 農業の**多面的機能の発揮の促進**を図るため、**共同活動**、**中山間地域**等における農業生産活動、**環境保全**に資する農業生産活動を支援
多面的機能支払交付金 500億円（500億円）等

6 2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向けた森林資源循環利用施策の総合的な展開

- **川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進**
 - ・ 林業経営体への**森林の集積・集約化**、**国産材安定供給**に向けた**林業・木材産業の生産基盤強化**、**スマート林業技術の実装加速化**、**担い手の育成・確保**等による**森林の循環利用の推進**、「**森業**」の推進による**山村地域の活性化**、**林野火災予防対策の高度化**
 - ・ **JAS構造材やCLT等による国産材への転換・木造化**等の推進、**木材利用の排出削減効果の「見える化」**の推進
 - ・ **花粉症対策**として、**伐採・植替え**等の加速化、**花粉の少ない苗木の生産拡大**、**花粉の飛散防止剤の開発**に向けた試験などを推進
- **森林吸収源の機能強化**、**国土強靱化**、**森林の集積・集約化**に向けた**間伐や再造林、路網整備**、**花粉症対策**としての**伐採・植替え**等を推進
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 182億円（143億円）
- **能登半島の複合災害等の教訓**を踏まえた**応急対策の強化**や**施工性の高い工種・工法の導入促進**など、**国土強靱化に向けた取組を推進**
森林整備事業＜公共＞ 1,485億円（1,256億円）
治山事業＜公共＞ 739億円（625億円）

7 海洋環境の激変に適応するための水産業の強靱化

- 海洋環境の急激な変化をリアルタイムに把握するための**資源調査・評価の高度化**、海洋環境の変化に対応した**新たな操業体制の実証**の推進、積極的な資源管理に取り組む漁業者を後押しするための**高性能漁船の導入の支援**等の実施
海洋環境の変化に対応するための新たな操業の構築・推進 110億円（12億円）等
- **地域漁業の協業化・法人化**による収益性向上支援、**漁船の居住環境やインターネット環境整備**、**新規就業者が複数の指導漁業者の下で行う長期研修**等の支援
地域を担う漁業者を後押しするための仕組みづくり 178 億円の内数（66億円の内数）等
- 「**海業**」の**全国展開**、**海洋プラスチックゴミの回収**等**漁村環境の保全**に向けた**漁業者活動の支援**、**簡単調理・掃除でアプローチする魚食普及活動**等の推進
海業振興支援事業 8 億円（3億円）等
- **養殖技術立国の確立**、**漁業経営安定対策**の着実な実施、**国土強靱化**等を推進する**水産基盤の整備**、**拠点漁港の機能強化**
水産基盤整備事業＜公共＞ 865億円（731億円）等

事項要求

農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、「**食料安全保障強化政策大綱**」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、「**第 1 次国土強靱化実施中期計画**」に係る経費及び「**総合的なTPP等関連政策大綱**」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討

1 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 3,957百万円（前年度－）

<対策のポイント>

新たな食料・農業・農村基本計画においては、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、人・農地等の資源をフル活用した食料自給力の確保を位置付けたところであり、**米については、生産コストの低減等による生産性の向上、種子の安定供給、輸出や米粉等の需要拡大に係るKPIを設定しています。**この実現に向け、用途ごとの米に関する生産から消費までのそれぞれの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

- 米の生産コストの低減（15ha以上の経営体：11,350円/60kg〔令和5年度〕→9,500円/60kg〔令和12年度まで〕）
- 稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率（100%〔令和12年度まで〕）
- 米・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出量（35.3万t（原料米換算）〔令和12年度まで〕） 等

<事業の全体像>

1. 米穀等生産力強化促進事業【1,935百万円（前年度－）】

① 持続的種子生産総合対策事業

高温耐性や多収性などの多様なニーズにも対応した安定的な種子の生産・供給体制の構築に向けた取組や新規採種農家の参入促進等を支援します。



② 生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

稲作の大幅なコスト削減に向けた地域全体で取り組む経営分析や革新的な技術の実証等や、労働力不足への対応策となる直播の導入等を支援します。

3. 米穀等需要開拓事業【840百万円（前年度－）】

① 米需要創造価値推進事業

米の消費量減少に歯止めをかけるため、米の付加価値への理解に繋がる、年代ごとの食生活や意識変化に対応した情報発信の取組を支援します。

② 米・米加工品輸出拡大推進事業

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の調査や海外需要開拓・定着、新たな輸出産地の形成等の取組を支援します。



③ APTERRの枠組みを活用したコメ加工品普及推進事業

東南アジアにおいて災害対応に優れた加工米飯の魅力を発信する取組を支援します。

2. 米穀流通情報整備事業【80百万円（前年度－）】

米穀の国内需給状況を的確に把握するため、販売価格、販売数量等のデータ（POSデータ等）に基づき販売、消費等の動向の調査・分析を行います。

4. 米穀等需給安定対策事業【1,102百万円（前年度－）】

① 米粉等需給安定・利用促進対策事業

国産米粉の特徴を活かした新商品の開発、米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、製粉企業・食品製造事業者の規模拡大の取組等を支援します。

また、米粉用米等の安定供給に向けた原料米の複数年契約の取組を支援します。



米粉パン



米粉麺

② 米穀需給変化対応事業

米の需給変化に即応し、加工用米・新規需要米の国民への安定供給を実現するため、産地や流通事業者等が策定する需給安定計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援します。



[お問い合わせ先]（事業全体について）農産局穀物課（03-3502-5959）

2 コメ新市場開拓等促進事業

令和8年度予算概算要求額 20,000百万円（前年度 11,000百万円）

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t〔令和5年度〕→818万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の取組支援

20,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

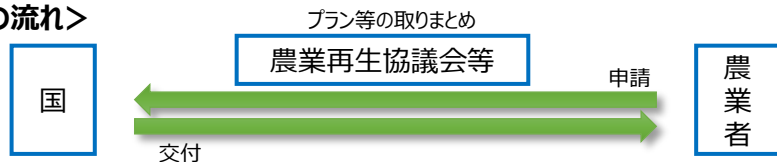
- ① **対象作物**：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米
- ② **交付単価**：

新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米	9万円/10a
酒造好適米	最大3万円/10a
- ③ **加算措置**：多収品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算
- ④ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、90百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米に取り組む場合は、農業者が酒蔵と直接取引すること又は集荷業者を挟む場合には買取販売すること、団地化された水田で取組を行うことが必要です。
酒造好適米は農業者と酒蔵との契約に基づく生産性向上等の取組年数（1～3年）を一括で支援します（1年あたり1万円/10a）。特に単価3万円で取組を行う場合は、農業者と酒蔵の双方が価格について協議を行う必要があります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

酒造好適米の例

- ・山田錦
- ・五百万石
- ・美山錦
- ・雄町



多収品種の例

- ・にじのきらめき
- ・つきあかり
- ・ほしじるし
- （地域に応じた品種）



【お問い合わせ先】 農産局企画課 （03-3597-0191）

4 デジタル技術を活用した水稻収穫量調査の精度向上に向けた研究・実証

令和8年度予算概算要求額 777百万円（前年度－）

<対策のポイント>

水稻収穫量調査について、民間企業等で利活用が進んでいる人工衛星データやAI等のデジタル技術を活用し、精度の向上を図る効率的な調査手法について研究し、実装に向けた検証を行います。

<事業目標>

- 食料・農業・農村基本計画における生産量や作付面積等のKPIの設定及び米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定等に貢献。
- デジタル技術の活用により、統計の品質向上及び調査手法の効率化を図り、継続的かつ適切なデータの提供を実現。

<事業の内容>

1. 水稻収穫量調査の精度向上に向けた手法の研究・実証

水稻収穫量調査の精度向上に向け、デジタル技術を活用し、効率的かつ信頼性の高い調査手法の研究及び実証を実施します。

- ① 人工衛星データとAI等を組み合わせた水稻の収量予測手法の活用に向けた研究等、効率的かつ信頼性の高い調査手法の検討・実証を実施します。
- ② 主に大規模生産者等からの収量コンバインの収穫量や高温障害等の気象被害の状況、カメムシ等による病虫害の状況などのデータ提供により、調査結果へ反映する仕組みを検討した上で、SNS広告等を通じてデータ提供に協力いただける者を募集し、オンラインコミュニティを構築します。

2. 水稻作付面積調査の精度向上に向けた手法の研究・実証

人工衛星データとAI等を組み合わせた水稻作付判別の技術が向上してきていることを踏まえ、水稻作付面積調査について、近い将来、デジタル技術を活用した調査への移行を目指し、効率的かつ信頼性の高い調査手法の研究及び実証を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

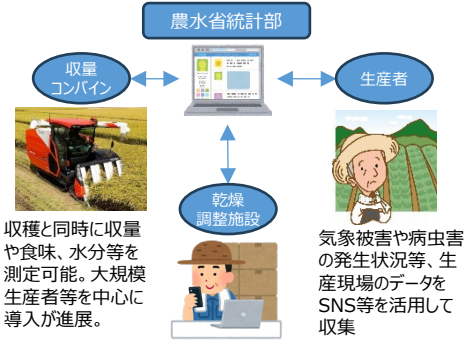
【水稻収穫量】

<①衛星データ等による水稻の収量予測手法の活用に向けた研究等>

- 収量予測モデルによる衛星データの解析など、水稻の収量予測の研究を実施します。

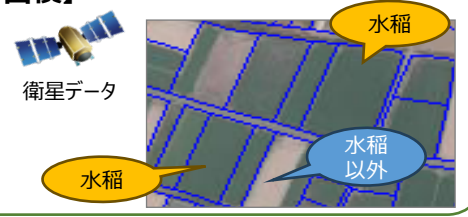
<②SNS等を用いた生産者等のデータ収集・活用の検討>

- 収量コンバインの収穫量や高温障害等の気象被害の状況、カメムシ等による病虫害の状況などのデータを、アンケート機能等を活用して生産者等からデジタルデータを迅速に収集し、水稻収穫量調査へ反映する仕組みについて検討します。
- SNS広告等を通じて、データ提供に協力いただける者を募集し、オンラインコミュニティを構築します。



【水稻作付面積】

- 衛星画像を解析し、水稻が作付されたほ場を判別するモデルを構築し、水稻作付ほ場を抽出します。統計値として活用可能な精度の確保に向け研究・実証を実施します。



5 水田活用の直接支払交付金等

令和 8 年度予算概算要求額 296,000百万円（前年度 287,000百万円）

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha〔令和 5 年度〕→麦32.8万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t〔令和 5 年度〕→818万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

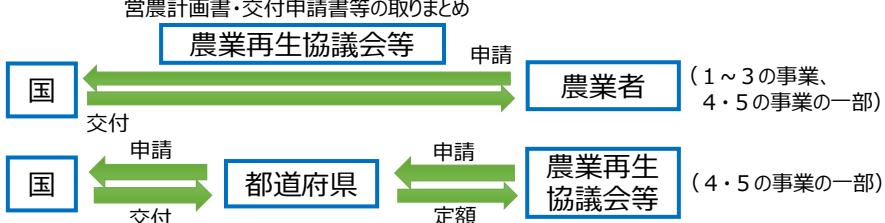
4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 20,000百万円（前年度 11,000百万円）
産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。※ 6

※ 6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

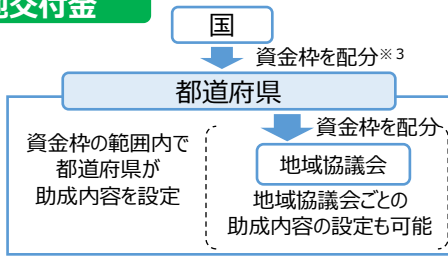
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※ 1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
※ 2：飼料用米の一般品種について、令和 8 年度については標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和 7 年・8 年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4 （3年以上の新規契約を対象に令和 8 年度に配分）	1万円/10a

※ 3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※ 4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成※ 5

- ① 畑地化支援 ② 定着促進支援
- ③ 産地づくり体制構築等支援 ④ 子実用とうもろこし支援

※ 5：事業の詳細は予算編成過程で検討

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

7 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

令和8年度予算概算要求額 120百万円（前年度35百万円）

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や民間主体の**一定期間の保管**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [令和5年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（109万t→137万t）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（23万t→26万t）
- 大豆生産量の増加（26万t→39万t）
- 国産小麦・大豆の保管数量（小麦：28,774 t→90,000t、大豆：6,258t→25,500t）

<事業の内容>

1. 生産対策

麦・大豆生産技術向上事業

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入**等を支援します。

2. 流通対策

① 麦・大豆ストックセンター整備事業

安定供給を後押しするため、**ストックセンターの新設**を支援します。

② 麦・大豆供給円滑化事業

国産麦・大豆を**一定期間保管**することで安定供給体制を図る取組を支援します。

③ 新たな生産・流通モデルづくり事業

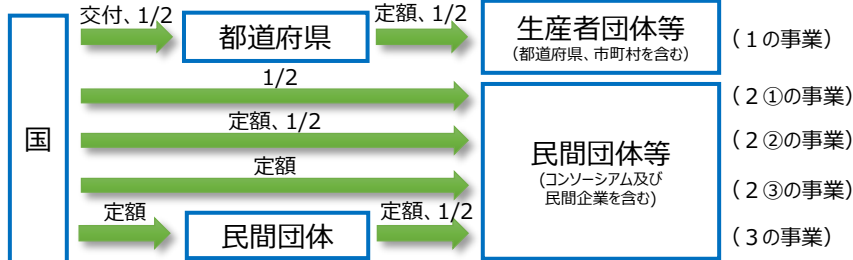
麦の品質向上や極多収大豆、スマート技術等の生産実証に加え、フレコンの本格導入、実需との複数年契約など、**新たな生産・流通モデルづくり**を支援します。

3. 消費対策

麦・大豆利用拡大事業

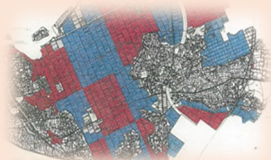
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 生産対策



生産性向上の推進
(定額)



営農技術の導入
(定額)



農業機械の導入
(1/2以内)

2. 流通対策



- ・ ストックセンターの整備（1/2以内）
- ・ 一定期間の保管（定額、1/2以内）
- ・ 新たなモデルの実証（定額）

3. 消費対策



新商品の開発等（定額、1/2以内）

麦・大豆の国産化を一層推進

[お問い合わせ先]

- (1、2①、2②(大豆)、2③、3(大豆)の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
- (2②(麦)、3(麦)の事業) 農産局貿易業務課 (03-6744-9531)

＜対策のポイント＞

令和7年3月末までに全国で約1万9千地区の地域計画が策定されたところ、農地の適正利用の確保までは話し合いを進めることができなかった地域が見受けられることから、**地域計画の見直しを進めつつ、将来像が明確となった地域計画の実現に向けて取組を後押しします。**

＜事業の全体像＞

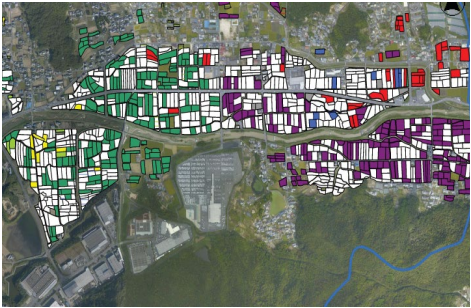
地域計画実現への支援

地域計画

〔将来の農地利用を明確化した地域農業の設計図〕
策定地区数 18,633(令和7年3月)

分析の結果、
・現況にほぼ近い目標地図
・将来の受け手が不在の計画が多い状況
↓
将来像が明確となるように見直し

ブラッシュアップ



将来（10年後）の受け手が不在である農地の明確化はしたが、その受け手を位置付けられなかった地域の例

○目標地図に沿った農地の集約化

- ・農地集約化促進事業【8,091百万円】
地域で一体となった生産性向上等に向けた集約化の取組を支援
 - ・機構集積支援事業【3,720百万円】
遊休農地所有者や不在地主等の利用意向調査、農地等のデータベースの運用等を支援
 - ・農地利用最適化交付金【4,051百万円】
農業委員会による農地利用の最適化活動を支援
 - ・農地中間管理機構事業【7,973百万円】
農地バンクの事業費（農地賃料、保安全管理経費、遊休農地解消経費、畦畔除去経費）及び事務費（人件費、業務委託費）等を支援
- 〔関連対策〕
- ・農地耕作条件改善事業
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業 等

○受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致

- ・農業経営・就農支援体制整備推進事業【1,130百万円の内数】
都道府県等が行う地域外の担い手の誘致を支援
- ・新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業【17,684百万円の内数】
新規就農者を誘致するための体制づくりや研修農場の整備等を支援

○地域計画に位置付けられた農業を担う者の経営発展等

- ・農地利用効率化等支援交付金【3,007百万円】
地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要の機械・施設の導入等を支援
- ・集落営農連携促進等事業【200百万円】
地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援
- ・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業【17,684百万円の内数】
就農後における経営発展のための機械導入等を支援
- ・雇用就農総合対策のうち雇用体制強化事業【4,483百万円の内数】
経営体における就労条件を改善する取組を支援

○地域計画に沿った産地化等農業生産活動支援のための共同利用施設の再編・集約化等

- ・強い農業づくり総合支援交付金【12,152百万円】
産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業【9,971百万円】
老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援

41 農業経営・就農支援体制整備推進事業

令和8年度予算概算要求額 1,130百万円（前年度 600百万円）

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

1. 農業経営・就農サポート推進事業

700百万円（前年度 425百万円）

都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入等の相談対応、就農・参入候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 経営発展・就農促進委託事業

400百万円（前年度 145百万円）

農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業法人の企業価値評価手法、外部からの担い手誘致に関する計画策定等の研究・開発を行います。
3. 優良経営体表彰等事業

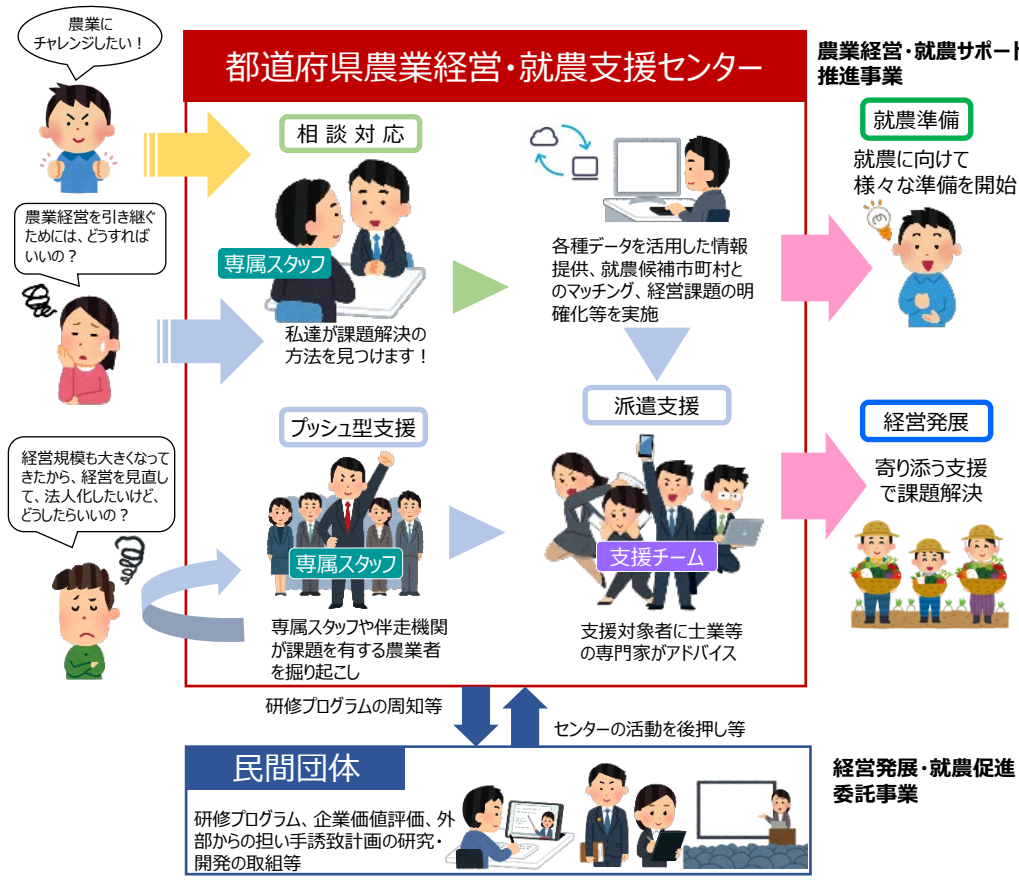
30百万円（前年度 30百万円）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-3502-6441）

43 農地の集約化等の取組の加速化

令和8年度予算概算要求額 29,289百万円（前年度 16,463百万円）

<対策のポイント>

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

農業委員会等

機構集積支援事業

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動を支援

所有者不明農地対策事業

所有者不明農地の発生防止及びその活用を促進するための支援

- ・ 農業委員会交付金
- ・ 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金
- ・ 農地調整費交付金

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地バンクによる農地の集約化等に係る事業運営等に要する経費、農地バンク等が行う遊休農地解消や畦畔除去のための簡易な整備等を支援

農地集約化促進事業

地域計画の実現に向け、農地バンクを通じた貸借により、農地の集約化等に取り組む地域や受け手が位置付けられていない農地を活用して外部から担い手の誘致に取り組む地域を支援

関連対策

- ・ 農業競争力強化基盤整備事業<公共>
- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 持続的生産強化対策事業

〔うち、果樹の生産増大への転換、茶・薬用作物等支援対策〕

農地バンクを中心とする関係者の連携で農地の集約化等を加速化

地域計画の実現に向け、農地バンクを活用

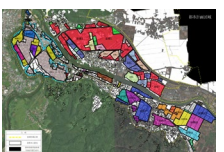
地域計画策定

集約化が進展するほか、将来の農地利用が描けていない、将来の受け手が不在等の課題も判明



地域計画実現

地域計画の早期実現による生産性向上のほか、農地を担う大規模経営体の育成や新たな担い手の誘致等を実現



43－1 農地の集約化等の取組の加速化のうち

農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和8年度予算概算要求額 16,065百万円（前年度 4,276百万円）

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化等の取組**を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、**農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致**するための取組を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業

7,973百万円（前年度 4,276百万円）

農地バンクがリタイアする農業者の農地を積極的に借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保安全管理及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員の配置等による事業推進**など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う**遊休農地の解消や畦畔除去**の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 農地集約化促進事業

8,091百万円（前年度 - ）

地域計画の実現に向け、**農地バンクを通じた貸借・農作業受委託**により、**農地の集約化等に取り組む地域**を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた**大規模な農地の集約化等**の取組を支援します。更に**地域計画**において受け手が位置付けられていない農地等を活用して**新たな担い手を誘致する団地の創出**に取り組む地域を支援します。

<事業の流れ>

国

補助（定額等）

都道府県

補助（定額）

農地バンク等

（1の事業の一部）

補助（定額）

市町村

地域

（2の事業）

全国農地保有合理化協会

（1の事業の一部）

<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集約化等（イメージ）

農地バンクの機能強化

- 地域計画の実現に向け、農地の権利設定を一元的に担う農地バンクの運営や農地相談員による現場活動等を支援
- 農地バンク等が受け手が位置付けられていない農地の中間管理や解消又は連坦する農地の畦畔除去を行い、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクによる新規就農者向けの研修や就農予定地の確保を支援

出し手

借受け

農地バンク等

地域計画の実現に向けた貸借の一元的な実施と農地の中間管理

遊休農地解消

畦畔除去

研修事業

集約等して貸付け

受け手

農地集約化の促進

① 集約化加速タイプ

農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付

これに加え、受け手不在農地を含めて生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を加算

② 地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付

目標地図

目標地図の実現に向けて地域の農地を集約化

大規模経営体の農地を集約化

受け手不在農地等を集約化し新たな担い手を誘致する団地を形成

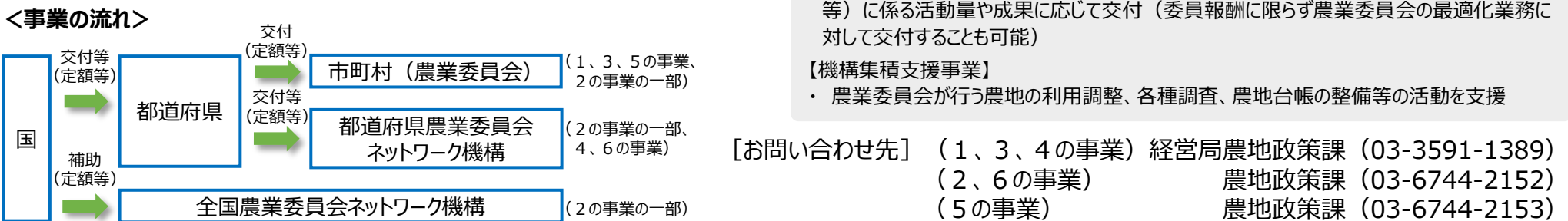
<対策のポイント>

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

- <事業の内容>
1. 農業委員会交付金 4,718百万円（前年度 4,718百万円）
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
2. 機構集積支援事業 3,720百万円（前年度 2,749百万円）
遊休農地所有者や不在地主等への意向調査、所有者不明農地に係る権利関係調査や公示制度に必要な手続、農地等のデータベースの運用等を支援します。
3. 農地利用最適化交付金 4,051百万円（前年度 4,051百万円）
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523百万円（前年度 523百万円）
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
5. 農地調整費交付金 47百万円（前年度 47百万円）
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
6. 所有者不明農地対策事業 165百万円（前年度 99百万円）
所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。
- <事業イメージ>
- 農業委員会の活動
- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
○ 農地利用の最適化のための活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消 等）
← 地域計画の実現に向けた取組
- 【A農業委員会の活動事例】
- ・ 事務局が実施した耕作者等へのアンケート結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員等が各担当地区における話し合いを主導。
・ 耕作者等が主体的に取り組むよう促しながら、地区ごとの話し合いをそれぞれ複数回開催し、令和7年3月末時点で18地区の地域計画が策定された。
※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート
- 農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進
- 【農地利用最適化交付金】
- ・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）
- 【機構集積支援事業】
- ・ 農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援



44 新規就農者育成総合対策

令和8年度予算概算要求額 17,684百万円（前年度 10,748百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

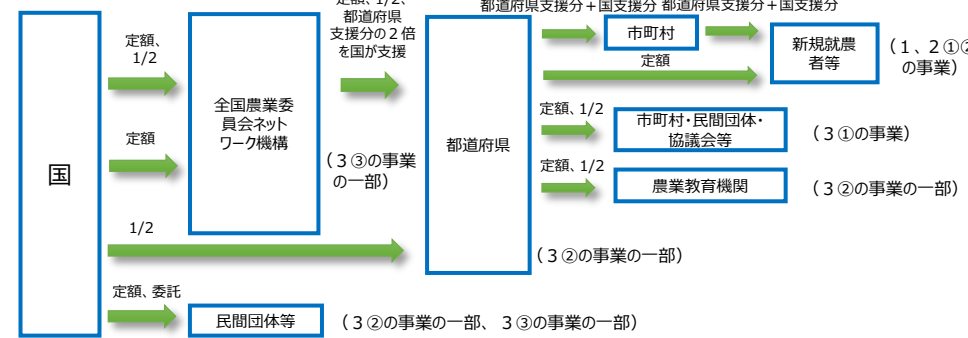
2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地**に**新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。また、雇用就農に適合したカリキュラムの開発、地域の農業法人等とのマッチングを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）〕



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長3年間
補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長2年間
補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制の整備
複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備
実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備
〔雇用就農の輩出に向けた取組〕
雇用就農に適合したカリキュラム開発、地域の農業法人等とのマッチングの場の提供、就農後のフォローアップ

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における取組
研修施設等の整備、農業機械・設備等の導入、スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化、就農コーディネータの設置、現場実習や出前授業の実施
- ・現役農業者に対するリ・スキリング等先進的な教育・研修モデルの創出等
- ・次世代農業経営者となる人材を育成するための集合研修
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修等

③ 農業人材確保推進事業

- ・就農相談会の開催、農業の魅力発信等

※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施
※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用等を総合的に推進します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 就農希望者の新規雇用等への支援

資金

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

- ① 49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、研修を実施（年間最大60万円※、最長4年間）
※ 1経営体当たりの新規採択人数は5人まで、かつ3人目以降は年間最大20万円
- ② 新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者を一定期間雇用し、研修を実施（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円））
- ③ 55歳未満の職員を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修を実施（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）

2. トライアル雇用就農への支援

トライアル就農

正規雇用に向けて行われるトライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ等を支援します。

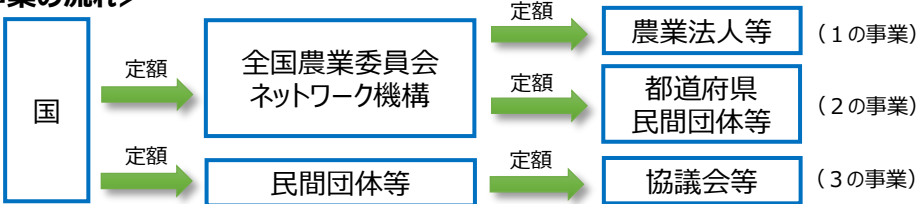
3. 雇用体制強化への支援

- ① 就労条件改善タイプ
地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善のための取組を支援します。（補助率：定額）
- ② 産地間連携等推進タイプ
繁忙期の異なる他産地・他産業との連携により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。（補助率：定額）

就労条件

産地連携

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全**を推進します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進します。

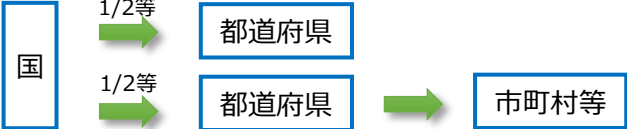
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により**管理作業の省力化**を推進します。また、**土地改良区等による適切な施設管理**を推進します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した**流域治水の取組**を推進します。また、**農業集落排水施設、農道等の強靱化**を推進します。

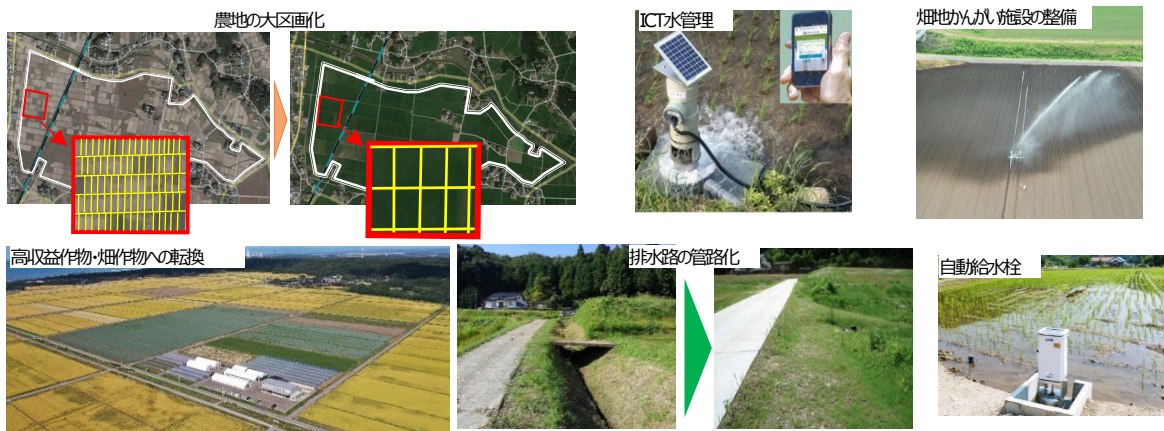
<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課（03-3502-8695）

＜対策のポイント＞

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、巨大区画化等の効果検証及び横展開の取組等を支援します。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

＜事業の内容＞

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 14万円/10a 等

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 巨大区画化等の効果検証及び地域内での横展開

3ha以上（北海道5ha以上）の巨大区画化又は中山間地域において労働費が3割以上削減されることが見込まれる省力化整備の効果検証及び地域内での横展開に要する経費を定額で支援します。

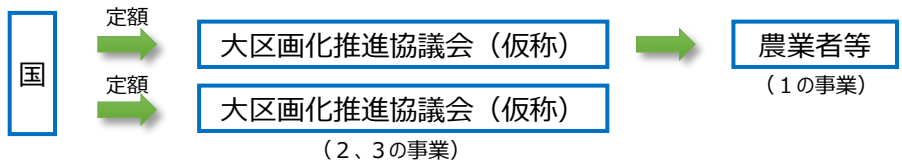
【定額上限】3,000万円/協議会

※1の事業では、担い手に集約化（面的集積）し、1ha以上に大区画化する場合、助成単価を約1.3倍まで引上げ。

【実施区域】農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

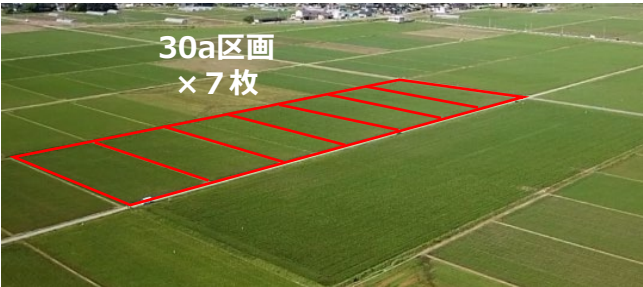
＜事業の流れ＞



※大区画化推進協議会（仮称）：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

＜事業イメージ＞

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備
により区画拡大



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

65 経営所得安定対策

令和8年度予算概算要求額（所要額）255,165百万円（前年度 254,092百万円）

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,384百万円（前年度 202,384百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）45,477百万円（前年度 44,604百万円）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。

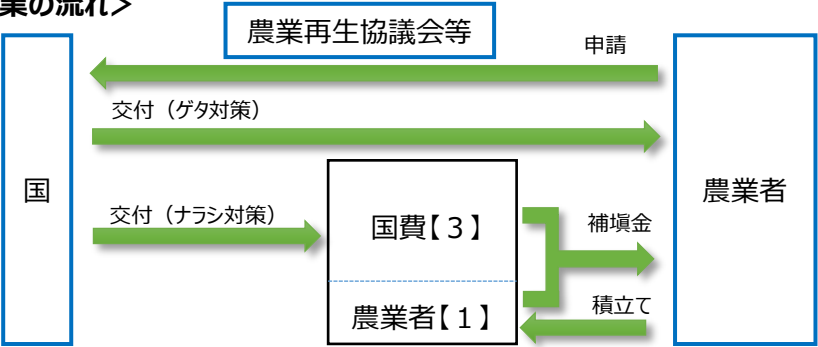
3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,304百万円（前年度 7,104百万円）

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

〔交付単価〕（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

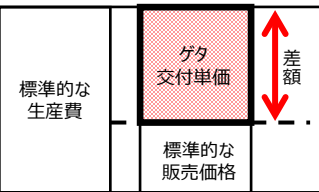
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

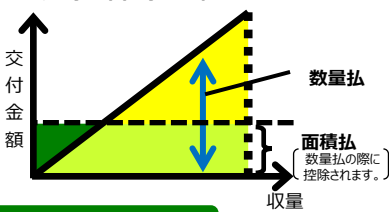
〔面積払〕 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞

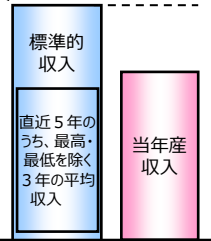


＜数量払と面積払との関係＞

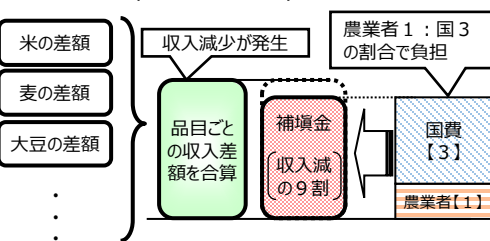


米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

〔都道府県等地域単位で算定〕



〔農業者ごとに算定〕



〔お問い合わせ先〕 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書（案）

令和 7年11月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

新たな食料・農業・農村基本計画の実効性を確保するため、初動５年間を「農業構造転換集中対策期間」として、集中的に農業の構造転換を推し進めるとされている。

我が国の農業者数は、今後、１５年間で１／４までに減少することが見込まれており、担い手を育成・確保することが重要である。

日本の年齢階層別の人口を見た場合、令和２年国勢調査結果では、５０歳から６５歳の人口が約２，５００万人おり、このうち就業していない人口は、約７９０万人いるとされている。

さらには、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、２０２５年４月以降は、定年延長や継続雇用制度により、従業員の６５歳までの雇用確保措置が義務付けられ、高齢化する日本において、シニア層である５０歳から６５歳の労働力を最大限に活用する施策が展開されている。

しかしながら、新たな食料・農業・農村基本計画においては、親元就農や雇用就農の促進により、４９歳以下の担い手を確保するとされており、農林水産省が展開している新規就農者育成総合対策などの従来の要件のままとなっている状況にある。

新たな食料・農業・農村基本計画において、示された施策の大半は、農地の大区画化やスマート農業技術の導入など、従来の施策と代わり映えするものではなく、食料安全保障を再構築するためには、従来の施策にとらわれない大胆かつ効果的な新たな施策が必要であると考える。

また、農地の総量を確保し、持続可能な農業構造を構築するためには、地方創生と一体的に対策を講じることが必要である。

このため、北海道の農業・農村が将来にわたり、その役割を果たし、食料安全保障を確保するため、以下について要望する。

令和 ７年１１月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

1 担い手の育成・確保に必要な方向性について

我が国の食料安全保障を構築するためには、農地政策として、農地の総量を確保し、農産物の生産振興を推進し、それらを実現するための基盤整備を促進することが必要であるが、最終的には、農業を担う者を確保することが最重要項目となる。

現在、各種政策が展開されている状況にあるが、いずれの政策においても担い手の育成と合わせた対策となっていない状況である。

また、担い手の育成・確保を行うためには、住環境の維持・整備は不可欠であり、地方創生と一体的に行われなければ、担い手対策だけを講じても効果は発揮されない。

人口減少下において、農業の担い手を確保することは、我が国の食料安全保障を構築するだけでなく、農村部における地方創生を行うことにもつながることから、従来の政策を改め、省庁をまたがるプロジェクトチームを創設し、これまでの政策の検証を行った上で、担い手対策を再構築すること。

2 新規就農対策・担い手対策の再構築 ～シニア層の人材活用～

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、2025年4月からは、65歳までの雇用の確保が義務化されている。

しかしながら、農林水産省が作成している「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」では、サステイナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により49歳以下の担い手を確保するとされており、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が反映されていない。

農業者の人口減少・高齢化は、日本全体の状況より加速的に進んでいることから、多様な人材の確保が急務である。

また、近年、トラクター・コンバインなどの農業用作業機械、ビニールハウスなどの農業用資材が高騰しており、新規就農をする場合における高額な初期投資が課題である。

このため、既存の新規就農者育成総合対策の年齢制限の引き上げ又は撤廃を行うとともに、就農時における機械・資材の導入を含めた総合的な対策へ再構築すること。

3 関係人口の増加による地域の活性化（地方創生）

新規就農・農家後継を安定的に確保していくためには、ライフラインなどの住環境の整備も併せて行う必要があり、過疎地帯においては、地方創生と一体的な農業の担い手の育成・確保が必要となる。

政府は、地方創生・地方創生 2.0 において、人口減少下における地方創生として、地域に定期的に訪問する人口、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしている。

国土交通省の「関係人口の実態把握」を基に数値化してみると、北海道の関係人口は、2,000 人弱程度しか把握されていない。また、5 万人以上の人口がある市町村を除くと、北海道内で把握されている関係人口は、400 人弱という状況であり、関係人口による地域の活性化が可能なレベルとなっていない状況にある。

過疎地域の衰退に歯止めをかけるためには、関係人口の増加と定住人口の増加が必須である。

また、政府は、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしているが、「都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）」（国土交通省）によると、通勤の機会費用も加味した場合、群馬県 35 位、埼玉県 38 位、神奈川県 43 位、千葉県 44 位、東京都最下位と首都圏程豊かでないとされていることから、関係人口を創出するための方策が不可欠な状況である。

このため、関係人口を増加させることを目的に、各市町村役場にマイナンバーカードチェックイン機を設置し、土日祝日における在住している市町村から市町村外への移動距離に応じて、マイナポイントを付与するなど、関係人口の増加を喚起させる対策を講じること。

4 地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）

我が国における上場企業は約 4,000 社であり、うち東京都内の上場企業は約 2,000 社となっており、いずれも全国の 1,724 市町村を超える企業数となっている。

食品関係工業出荷額は、11 道府県で 20%を超え、北海道・鹿児島県などでは、40%を超える状況となっており、地方経済の基盤となっている。

また、地方経済は、国内 GDP の 60%を超える状況となっており、地方経済なくして、日本経済は成り立たないと考えられる。

さらに、市町村によっては、人口減少対策における一種の諦観を持っている部分もあり、外部の人材による新たなアイデアが必要と考えられる。

このため、上場企業における農村部への社会貢献制度を構築し、農村部への人的支援・物的支援・資金的支援が行われることにより、関係人口を増加し、農村部における生産空間・地域コミュニティの維持・発展を図ること。

5 主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性

農林水産省では、「お米と食料安全保障」として、農林水産省の HP において、

○ お米は、唯一の国内で自給可能な穀物であり、国外で起きる食料供給上のリスクに対して影響をもっとも受けにくい。

○ この状態が持続可能なものであり続けるためには、もう少しお米を食べる機会や量を増やすことがとても効果的。

○ 2021 年の世界の米消費量は 2019 年比で 4.5% 増加。

○ 世界的には、お米の収穫量の減少が見込まれており、食料安全保障の危機感が増しています。

○ 世界では、食べるものに困っている人が約 12 億人もいます。

○ 毎日不自由なく食べられることは、決して当たり前のことではない。

と主食であるお米の重要性を理解しているにも関わらず、実際に講じられてきた対策では、食料難のリスクを顧みず、需要に応じた生産を求め、近年では、畑地化を推進し水田を減少させる政策を展開してきた。

その結果、日本人の食生活においては、米食の割合は、33% まで落ち込み、昭和 42 年には、1,445 万トンあった米の生産量は、令和 4 年度では、675 万トンまで落ち込んでいる状況にある。

世界的には、食料危機が危惧される中において、日本への食料の輸入が途絶えた場合、米食の割合は、現在の 33% から 69% に跳ね上がると考えられるが、それに対応するために必要なお米の生産量は、1,411 万トンが必要であり、現在では、生産不可能な数値となっている。

令和の米騒動を機に、主食の生産は増産の方向性となっているが、これを機に、将来を見据えた主食における基本的考え方を再整理することが必要である。

このため、輸入が途絶することを想定した主食の増産に関する明確な生産量の年次目標並びに、増産計画に伴う水田整備に関する明確な面積目標を明示し、主食用米に関する再生可能な価格の形成並びに所得補償制度の構築とともに、主食の増産対策を講じること。

6 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正法案が、令和7年6月11日に成立した。

改正法では、農林水産省が認定した指定飲食料品等事業者等が組織する団体が、適正価格の指標を作成し公表するとされている。

しかしながら、米の店頭価格での高騰に伴い、適正価格が形成される前の段階において、「コメは5キロ3,000円台でなければならない」など、米の店頭価格における上限値が設定された形となっている。

中東情勢の悪化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、台中関係の緊迫化などにより、さらに農業用資材等の高騰が見込まれる中において、事実上の上限価格は、コスト割れを起こす要因となり得る。

このため、サステイナブルで再生産可能な価格の形成にあたり、国が責任をもって対応すること。

また、価格が形成された後、再生産が困難となった場合における所得補償制度の整備を行うこと。

7 備蓄米の運用方法の確立

令和の米騒動により、備蓄米が放出され、米の店頭価格が抑制された状況にある。

本来、備蓄米は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」により、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいうと規定されている。

令和の米騒動により、「米穀の生産量の減少」したことから、備蓄米が放出されているが、放出の仕方が疑問である。

これまで、備蓄米は、5年を経過すると飼料用米へと用途変更して、新米からの新たな備蓄と引き換えに処分されている状況にある。

今回、備蓄米を放出するにあたり、新しい備蓄米から放出されている状況にあるが、これでは、複数年、連続して、「米穀の生産量が減少」した場合に、備蓄米が不足するという事態を引き起こしかねない。

このため、複数年連続して「米穀の生産量が減少」した場合に対応できるよう、備蓄米を放出する際のルールを確立することが必要である。

8 大規模化に対応するための支援施策の構築

2050 年の認定農業者数の減少数の推測値から、道内の農地の全てを維持・保全することを前提に試算すると、2050 年までに経営面積が、令和 5 年現在の経営面積から見て、1.5 倍以上となる市町村は、全道で 135 市町村ある。

現状の農業経営において、1.5 倍以上の経営面積とすることが可能な農業経営体はわずかであり、このままでは、本道において、農地の総量を確保することは困難となることも想定される。

既存の農業経営体並びに新規就農等の農業参入者が規模拡大等により、本道の農地の総量を確保するためには、規模拡大が可能となる農業用機械・スマート農業等の導入が必要である。

しかしながら、農業用機械並びにスマート農業に対応するための機材は、物価高騰の中で、急激に高騰しており、これまでの支援対策等では対応できない状況にある。

従来の支援対策では、農林水産事務次官依命通知「農業用機械施設補助の整理合理化について」（以下、機械整理合理化通達）において、共同利用機械に限り補助対象とされており、補助対象となる農業者に対し補助をし、その後、補助対象となった農業者が農機具メーカーから共同利用機械を導入している。

農機具メーカーは、国庫補助が入っている場合、農機具の値引きをせずに販売することから、結果的に、補助が農機具の価格を維持させている側面がある。

また、機械整理合理化通達により、共同利用機械の導入に限定されていることから、補助を必要とする農業者は、任意組織や法人化をすることが必要となるが、経営規模が大規模化している北海道においては、個人経営において 100ha を超える

経営規模となっている者もあり、今後、このような農業者が増加することを考えると機械整理合理化通達は、現場の実情に合わなくなっている状況にある。

このため、農業用機械の補助にあたっては、農業者への補助ではなく、農機具の販売台数と割引率に応じた農機具メーカーへの補助へと改め、農業者の農業用機械等の導入費用の抑制を行う方式へ転換すること。

9 持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について

近年の資材高騰等の影響により、農業関係公共事業の事業費も高騰している状況にある。

国土交通省が示している建設工事費デフレーターでは、2015 年度比で、2024 年度には、事業費が 1.3 倍に高騰している。

農業農村整備事業は、農作物の品質の向上、収量の安定化を図るために、定期的を実施することが必要であり、農業経営と一体的なものであるが、事業実施に伴い発生する受益者負担が事業費の高騰により、農業経営を圧迫している状況にある。

事業費の高騰に伴う農家負担の増大は、今後の農業農村整備事業の推進や、農地流動化に支障をきたす可能性が高く、将来の食料安全保障の構築にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、農業農村整備事業における農家負担の軽減に努めること。

10 農地における太陽光発電設備の設置について

現在、2040 年度までに、北海道の日本海岸において洋上風力発電設備の設置に関する計画が進められている状況にある。

北海道が目指している導入目標は、最大で 1,465 万 Kw 発電を目指している。

この発電量は、北電が公表している北海道における最大消費電力 569 万 1 千 Kw の 3 倍近くの発電量となる。

この一方で、北電は、「ほくでんグループ経営ビジョン 2035」において 2050 年度には、発電の 6～7 割を原子力発電にするとしている。

洋上風力発電の導入目標から考えた場合、2050 年度において、北海道内の発電量の 6～7 割を原子力発電とした場合、最大で 4,883 万 Kw となり、全国の約 4 割を北電が発電する試算となる。

エネルギー政策においては、行政と電力会社の計画が乖離している状況にあり、矛盾が生じている状況にある。

北海道の洋上風力発電の設置計画や北電の経営ビジョンにおいて、太陽光発電に頼らずとも、計画では道内への電力供給が可能な計画となっていることから、将来的には農地に太陽光発電設備を設置する必要性が乏しくなると考えられる。

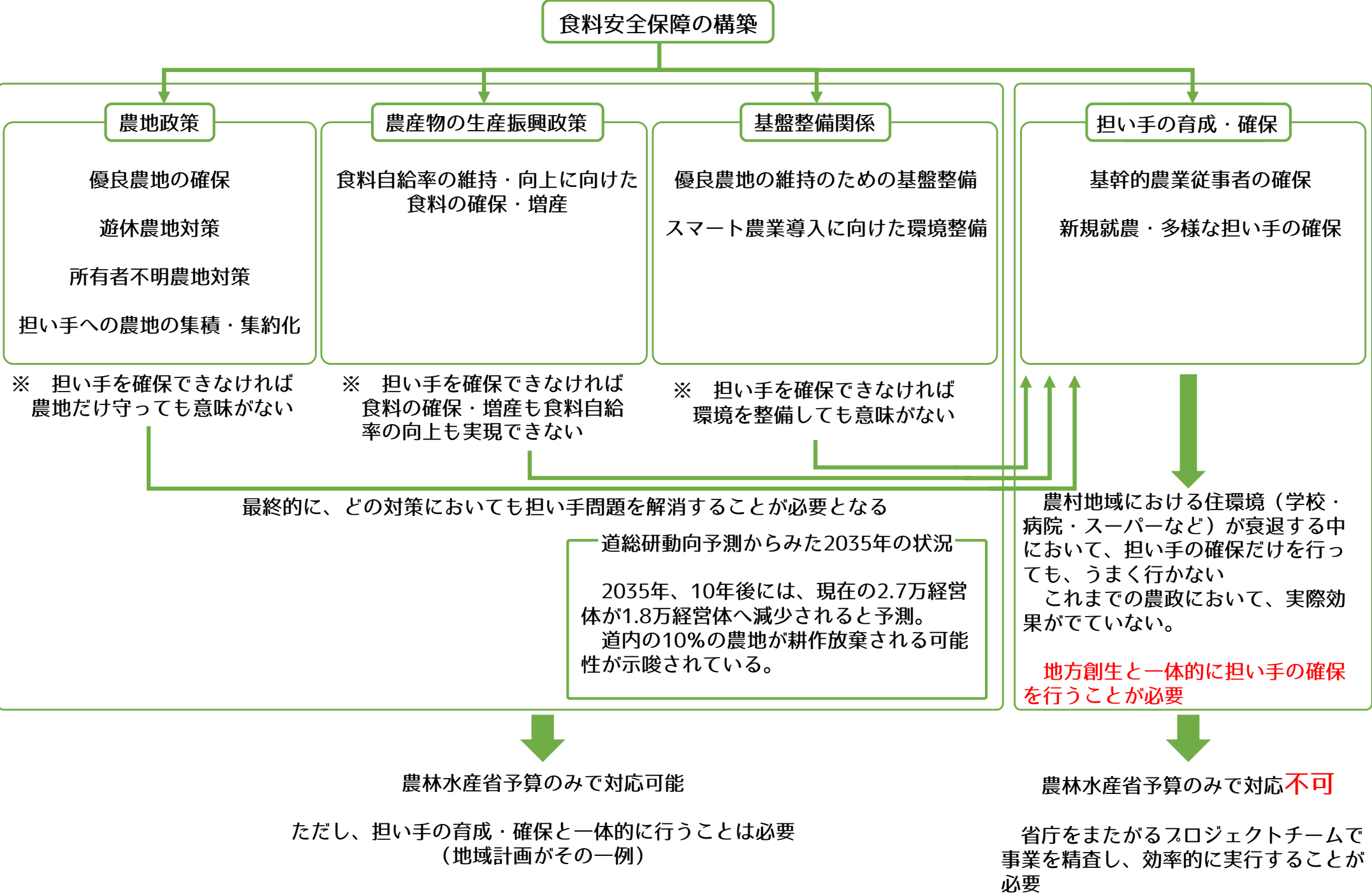
優良農地を確保する観点から、エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを廃止すること。

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書
(解説資料)

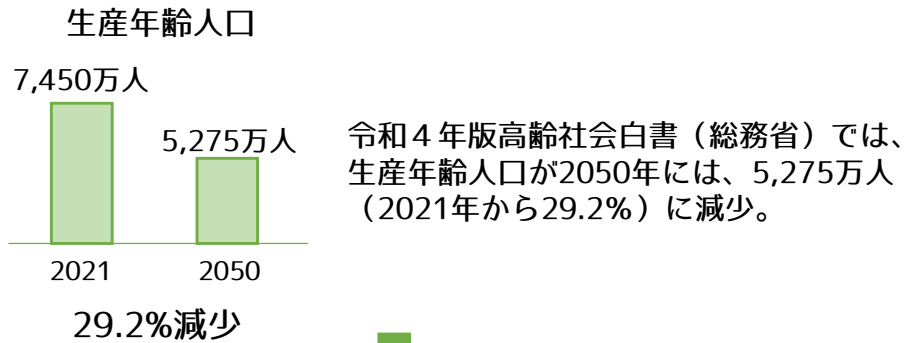
令和 7年11月

一般社団法人 北海道農業会議

担い手の育成・確保に必要な方向性について



生産年齢人口の減少に伴う対策（厚生労働省）



令和3年4月 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律改正

令和7年4月から**65歳**までの**雇用確保の完全義務化**

高齢化に伴う**労働力不足**を補うために**高年齢者**が働く機会を確保し、**安定した雇用**を促進するために改正

新規就農者育成総合対策（農林水産省）

令和3年度	農業人材力強化総合支援事業	補助対象 49歳以下
令和4年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下
令和5年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下
令和6年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下
令和7年度	新規就農者育成総合対策	補助対象 49歳以下

日本の生産年齢人口の平均年齢
41.1歳（2023）

農業者の平均年齢
68.7歳（2023）



支援内容

- ① 経営発展支援事業（機械リース等） 上限1,000万円
(②対象者は500万円)
 - ② 経営開始資金 150万円/年（最長3年間）
※ 研修期間中に雇用されないことが条件
 - ③ 就農準備資金 150万円/年（最長2年間）
- 計 **1,250万円（最大）**

令和2年国勢調査では、

50～65歳で就業していない人口は、**790万人**

※ 26～49歳は、1,100万人

トマトの施設栽培で新規就農

育苗ハウス1棟	150万円
栽培ハウス7棟	1050万円
農舎 1棟	？
トラクター50PS	800万円
温水暖房機80,000kcal	？
温水ボイラー33,000kcal	？
軽トラック 等	100万円

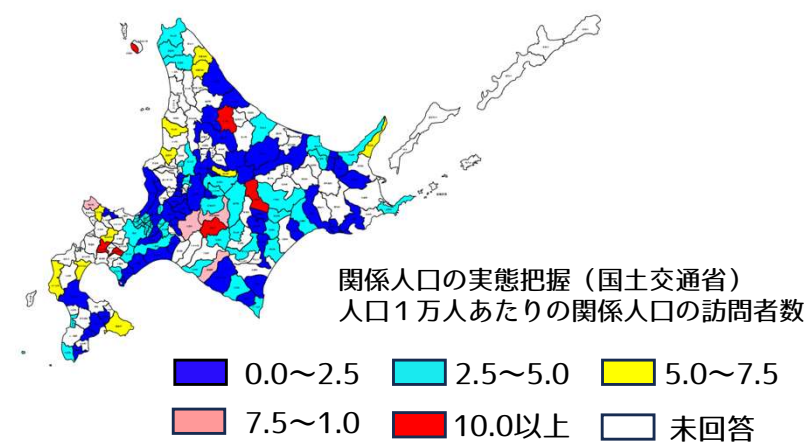
初期費用は、**2,000万円**以上は絶対必要

年齢制限の引き上げ又は撤廃により、シニア層も担い手として農業就業人口を確保することが必要

支援内容の再構築が必要

地方創生2.0

東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
○ 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正



数値化すると、北海道の**関係人口**は、**2,000**人弱
5万人以上の都市を除くと、**357**人程度
※ 実態を把握できていないと思われる。

都道府県別経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）
（国土交通省）

1位	三重県	239,996
32位	北海道	188,203
35位	群馬県	185,646
38位	埼玉県	178,914
43位	神奈川県	165,130
44位	千葉県	161,591
47位	東京都	135,201

※ 通勤費用を含めた経済的豊かさ

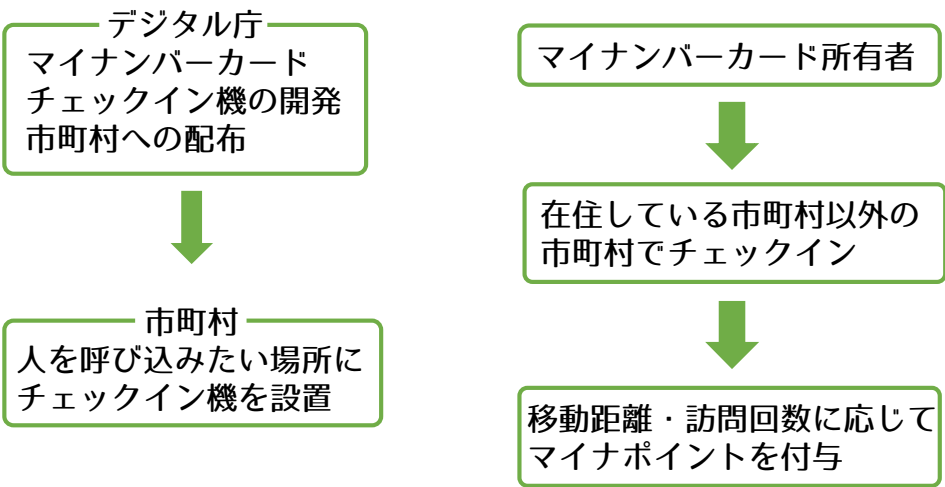
【 マイナンバーカードの普及率 】



デジタル庁HP 令和7年5月時点

国民の**78.5%**がマイナンバーカードを所有

【 マイナポイントを活用した関係人口の創出 】



【 期待できる効果 】

- 新たな関係人口の創出と地域の活性化
- 関係人口の実態把握
- マイナンバーカードの普及率の向上

都道府県別の市町村の職員数

順位	都道府県	一般行政部門 職員数 (市町村)
1	東京都	75,944
2	大阪府	43,156
3	愛知県	41,563
4	神奈川県	41,231
5	埼玉県	34,400
6	北海道	33,980
7	千葉県	31,219
8	兵庫県	27,581
9	福岡県	23,660

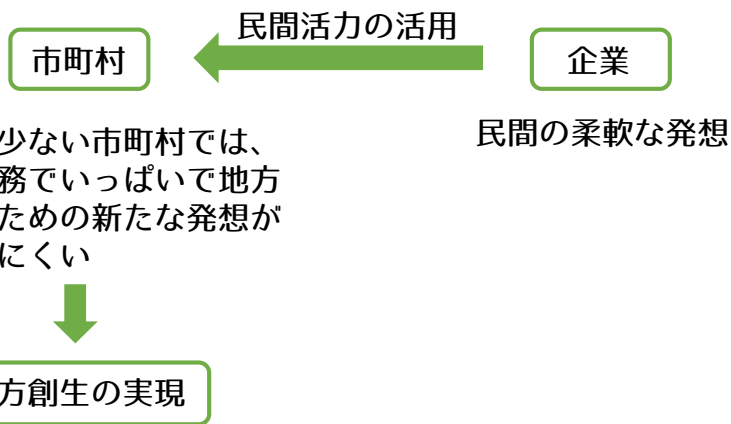
※ 2023総務省データ

北海道は、市町村の職員数（全体）が多いと言われるが、一市町村当たりの職員数では、全国46位、農村部を抱える道県（地方創生が必要な道県）ほど、マンパワーが不足。

都道府県の市町村別の職員数の平均

順位	都道府県	一般行政部門 職員数 (市町村)
47	高知県	180
46	北海道	190
45	青森県	195
44	長野県	198
43	山形県	201
42	山梨県	204
41	沖縄県	208
2	東京都	1,225
1	神奈川県	1,249

※ 2023総務省データを市町村数で割った数値



国内の上場企業数

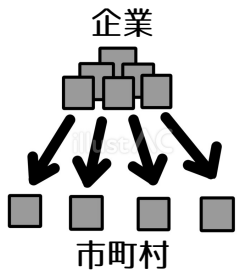
約 4,000 社

東京都内の上場企業数

約 2,000 社

市町村数

1,724 市町村



上場企業による社会貢献制度の創設

東川町とモンベル（mont・bell）2017年 包括連携協定を締結

上川町 2016年 上川大雪酒造 三重県の酒造会社を上川町に移転
日本酒を活用した地方創生ビジネスのイノベーションを目指している。

主食（米飯）における基本的考え方の再整理の必要性

お米と食料安全保障（農林水産省HP）

お米で考える「安全保障」

食料自給率の向上はとりわけ重要で、私たちの未来に深く関係しています。
私たちの主食である「お米」は、唯一の国内で自給可能な穀物であり、国外で起きる食料供給上のリスクに対して影響をもっとも受けにくい、「安全な食料」の最たるものです。

この状態が持続可能なものであり続けるためには、私たち一人ひとりが、これまでと変わらず、いえ、もう少しお米を食べる機会や量を増やすことが、とても効果的であり、「確かなミライ」のために毎日の暮らしのなかですぐにできる行動なのです。

国内のお米消費の減少－世界的には需要増

食生活の変化や高齢化に伴い、米の1人1年あたりの年間消費量は、1962年（昭和37）をピークに減少傾向となっています。ピーク時には一人あたり年間118kgの米を消費していましたが、日本が高度経済成長の時代を迎え、その後、食生活が大きく変化したこと等によって、令和3年度のお米の一人あたりの年間消費量は半分以下の51.5kgになっています。

国内条容量の減少に伴い、2022年の主食用米生産量は675万tと、ピーク時（1967年1,445万トン）の半分以下となっています。

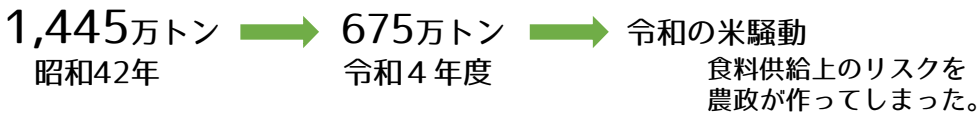
一方、気候変動や新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻などの影響もあって、小麦や大豆などの穀物価格が世界的に高騰していることより、世界的には、お米の需要が増加しています。USDA（アメリカ合衆国農務省）のレポートによると、2021年の世界の米消費量は2019年比で4.5%増加しています。

2022年は、気候変動や新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻に加えて、パキスタンの大洪水による影響で、世界的にはお米の収穫量の減少が見込まれており、さらに食料安全保障への危機感が増しています。

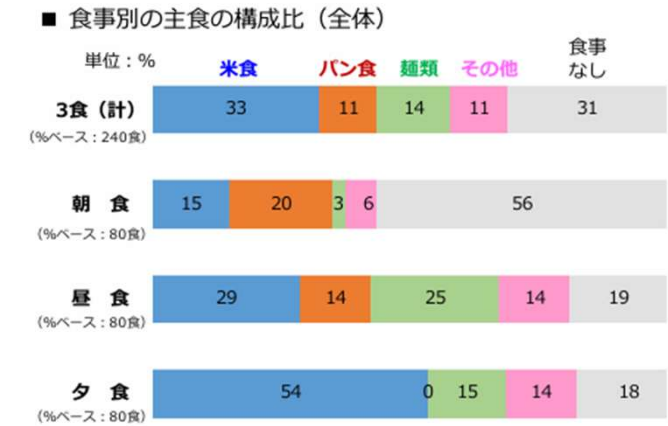
世界では今この時も、食べるものに困っている人（飢餓人口、栄養不足人口）が約12億人もいます。日本は人口約1.2億人なので、10倍もの人々が生存の問題に直面しています。毎日不自由なく食べられることは、決して当たり前のことではないのです。

令和3年度 需要に応じた生産
令和4年度 需要に応じた生産 + 畑地化の促進
令和5年度 需要に応じた生産 + 畑地化の促進
令和6年度 需要に応じた生産 + 水田政策の見直し + 令和の米騒動
令和7年度 需要に応じた生産 + 令和9年度に向けて生産拡大

需要に応じた生産を求めた結果が



【農林水産省 食生活・ライフスタイル調査 ～令和5年度～】



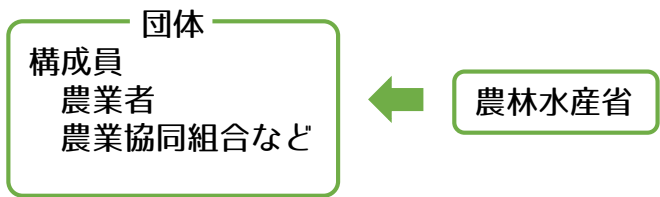
輸入が途絶した場合、米食は33%から69%になる。

675万トン → 1,411万トン必要になる。

現在の日本に、1,411万トンの米を作ることができる余力はないと思われる。

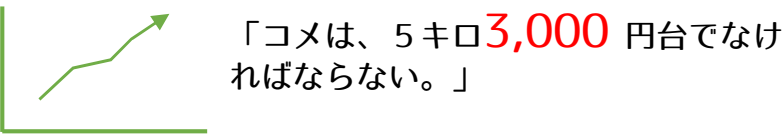
令和の米騒動により、増産の方向性が出されているが、将来を見据えた主食における基本的考え方を再整理することが必要

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が
令和7年6月11日に成立



適正価格の作成・公表

農林水産省が認定した団体が、適正価格の指標を作成し公表する仕組みとなっている。



米価高騰

事実上の米の店頭価格の**上限値**
コメ5キロの店頭価格が**4,000**円台となることを
明確に否定

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の法案が可決する前に、コメの店頭価格の上限額が政府によって設定されてしまった。

- 世界情勢の不安定化
- ロシアのウクライナ侵攻 2022年 2月～ 長期化
 - イスラエル・イラン 2025年6月
 - 中国・台湾の緊張状態 2021年くらい～
 - 地球温暖化の影響

今後も、**農業用資材**等が**高騰**する**要因**が**多数存在**
今後、コメ5キロの**店頭価格**が**4,000**円となることもあるのでは？

年度	米の全算入生産費 (個人経営) 60* _円	米の相対取引価格 (通年平均) 60* _円	収支	5キロ店頭価格 (通年平均)
令和5	15,948円	15,315円	赤字経営	2,233円

農林水産省統計データより

需要に応じた生産（農林水産省）
農政を展開した結果

年度	米の全算入生産費 (個人経営) 60* _円	米の相対取引価格 (通年平均) 60* _円	収支	5キロ店頭価格 (通年平均)
令和6	－円	25,353円	？	3,926円

2024年9月-2025年5月：農林水産省統計データより

再生産可能な価格の設定に当たり、国が責任を持った対応が必要。
再生産可能な価格の設定等が困難な場合に、所得補償制度が必要。

備蓄米の運用方法の確立

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

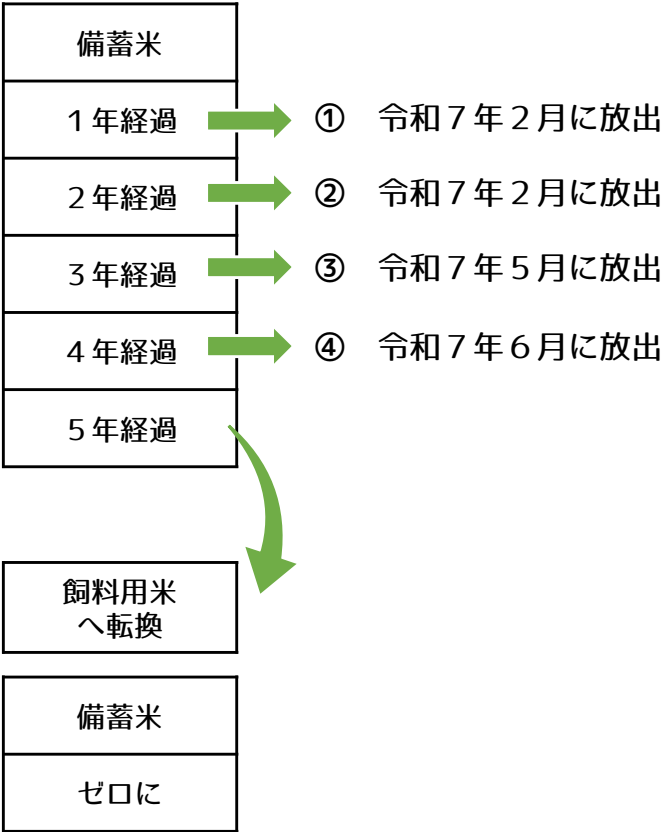
第3条第2項（定義）

この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態を備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

これまでの備蓄米の運用

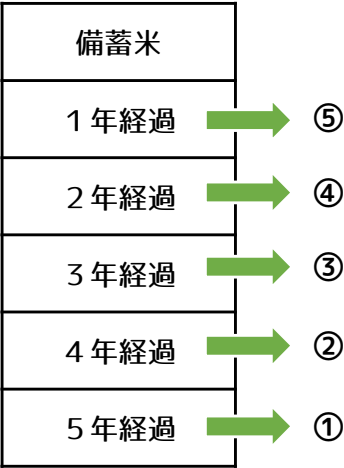


令和の米騒動による
備蓄米の放出



新しい米から放出してしまっている
これでは、複数年、生産量が減少した場合に対応できない。

備蓄米を放出すべき順番

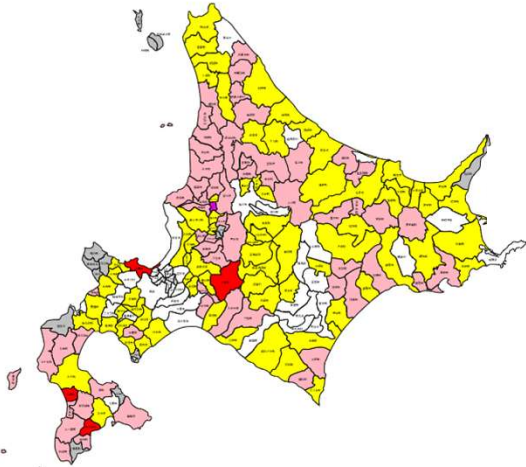


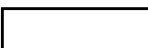
古い米から放出しないと、複数年の生産量減少には、対応できない。

備蓄米の運用方法を確立することが必要
また、備蓄量についても検討することが必要

大規模化に対応するための支援施策の構築

2050年の認定農業者数から推測した農業者の経営面積規模
(令和5年と比較した場合の経営面積の倍率)



	3.0倍以上	4 市町村
	2.0倍以上	6 0 市町村
	1.5倍以上2.0倍未満	7 1 市町村
	1.5倍未満	3 2 市町村
	推測不能	1 2 市町村

農地の総量を維持することを前提とした場合、2050年に
1.5倍以上の経営面積になる市町村は、135

北海道農業を維持していくために、必要なのは、経済財政運営と改革の基本方針2025や新たな食料・農業・農村基本計画で示されている、農地の大区画化だけではなく、農地を引き受けることができる環境を整備することも必要ではないか？

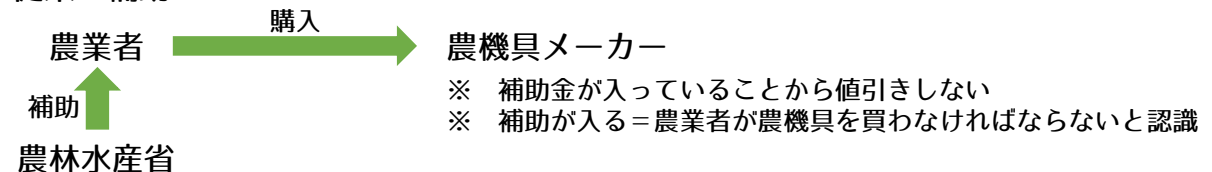
規模拡大における課題

- 大規模経営を行うためには、農業用機械のスペックを上げる必要がある。
※ 農業用機械の高騰が課題。高過ぎて導入できない。
- スマート農業の導入をするにも、導入費用が高すぎる。

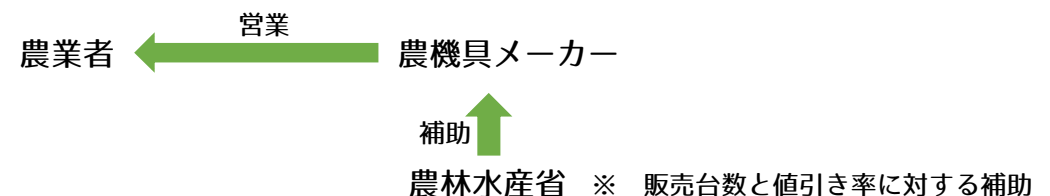
従来の農業用機械の補助の課題

- メーカーが一切値引きをしない。
※ 補助金が入っているとわかると足元を見られる。
※ 場合によっては、補助なしで購入した方が安い。
- 個人農家では、補助事業を活用できない。
※ 機械整理合理化通達により、個別経営体への支援が禁止されている。
- そもそも、農業用機械等の定価がわからない。

従来の補助



農業機械の価格抑制のイメージ



持続可能な農業経営と農業農村整備事業の両立について

国土交通省 建設工事費デフレーター

	土木	農林関係 公共事業
2015年度	100.0	100.0
2022年度（暫定）	118.9	119.9
2023年度（暫定）	122.8	123.9
2024年度（暫定）	128.2	129.5

約 1.3 倍

近年の資材高騰等により、事業費も1.3倍に高騰。

農業農村整備事業の推進等に関するアンケート
調査結果

地元負担（市町村及び農家）の軽減について

工事費高騰を踏まえた農家負担の軽減	45
農家負担軽減対策事業の着実な推進	38
促進費等の充実強化	25
地方財政措置の充実強化	22
その他	4

（回答：100団体）

○ 近年、労務単価や資材費が高騰しており事業費が増加していることから、組合員の負担が大きくなっている。

○ 工事費自体が高騰してきているので高騰対策が必要。

など

北海道土地改良事業団体連合会調べ

農業農村整備事業の必要性と課題

排水・かんがいの改善によって、水管理が適切にできるようになるなど、作物の品質・収量の安定や、機械作業効率の向上など、農業生産力の維持・向上のために、定期的に土地改良事業を実施することが必要。

しかしながら、生産コストの高騰などにより受益者による負担能力が低下している状況にある。

農業農村整備事業（基盤整備事業）は必要であるが、受益者負担が増大していることが課題となっている。

受益者負担が増大することは、食料安全保障上必要となる農業農村整備事業の推進や、その後の農地流動化に支障を生じる可能性がある。

負担軽減対策の構築

持続可能な農業経営と農業農村整備事業を両立するために

○ 農家負担の軽減
事業費の高騰による過度な農家負担とならないよう対策を講じることが必要。

農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議（令和7年5月27日 自民党）

事業実施に係る農業者、地方公共団体等の負担を軽減するため、補助率のかさ上げ、地方財政措置を手厚くすること、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図ること等の対応により、円滑かつ着実な事業の執行が図られるよう国としても後押しすること。

農地における太陽光発電設備の設置について



経済産業省資源エネルギー庁
2023/05/12

道内での40年度までの
洋上風力の導入目標を
最大**1,465**万kw

北海道における洋上風力発電
の取組状況
北海道経済部2024/10/10

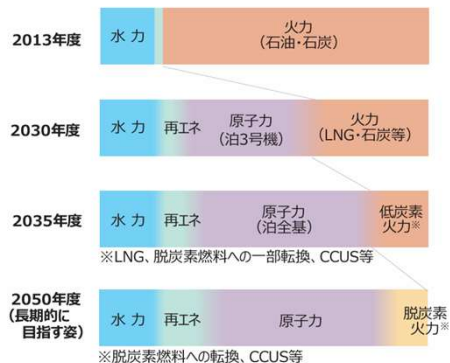
北海道における最大消費電力

2023年01月25日 **569万1千**kw

2011年01月12日 557万2千kw

最大電力の記録更新について（ほくでんネットワーク）

ほくでんグループの発電部門における電源構成（イメージ）
【発電電力量の比率】



ほくでんグループ経営ビジョン2035

泊原発全3基が再稼働すれば、
2050年度には、発電の**6～7**割が**原子力**発電に

2040年度までの洋上風力発電の導入目標**1,465**万kwは、北海道における**最大消費電力の2倍**を優に**超える**

洋上風力発電だけで、道内の消費電力（最大569万1千kw）を賄うことができる。

しかし、北電の経営ビジョンでは、**2050**年度に、発電の**6～7割**を**原子力発電**にしている。

洋上風力発電の目標をベースにすると、2050年度の北電の総発電量は、**3,662**万kw～**4,883**万kwということになる。

全国の約**4**割を北電が発電する計算になる。

北海道に営農型太陽光発電は、必要？

ニッポンのすべての屋根に太陽光発電を！

2050年カーボンニュートラル実現に向けて太陽光発電の2030年稼働目標とチャレンジ

一般社団法人太陽光発電協会（2021年3月8日）経済産業省HPより

エネルギー政策の矛盾を解消するとともに、農地における**営農型**太陽光発電設備の設置に係る一時転用の仕組みを**廃止**すること。